

第3回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会 会議録

○日 時：令和2年9月1日（火）午後6時30分～午後7時55分

○場 所：旭川市7条通10丁目 旭川市動物愛護センター 2階 多目的ホール

○参加者：7名

池谷 優子氏，川邊 淳子氏，小池 政紀氏，後藤 幸濃氏，鈴木 昇氏，
西嶋 美代子氏，本田 リエ氏（五十音順）

○事務局：5名

内田動物愛護センター所長，フロロフ主査，似里主査，大竹職員，
渡辺職員

○会議の公開・非公開の別：公開

○傍聴者：1名（市民等1名）

○会議次第

1 開会

2 議事

（1）（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）について

（2）（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）について

（3）その他

3 その他

4 閉会

○会議資料

資料1：（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）について

資料2：旭川市動物の愛護及び管理に関する条例構成案

資料3：（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）について

資料4：動物の愛護及び管理に関する意識調査結果（市政モニター）

○会議内容（要約）

1 開会

- ・第2回懇話会の会議録について事務局から確認

2 議事

(1) (仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）について

(2) (仮称) 旭川市動物愛護基金条例（素案）について

事務局	((仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）及び (仮称) 旭川市動物愛護基金条例（素案）について、資料に基づき説明)
進行役	それでは、今、事務局からご説明いただきましたが、皆さんの方からご意見等があればお伺いしたいと思います。
参加者	<p>飼い主の遵守事項に関して、犬については、係留に関して職業を持っている犬に関する項目がありますが、猫について、最近ではペットとしての猫がほとんどだと思いますが、私が畜産の仕事をしていた時に酪農家へ行くと、ねずみを捕るという猫本来の仕事をしている猫たちがいました。そのような猫は、基本的に室内で飼えない、飼わないということになると思います。そのあたりをどうするのかと読んでいて思いました。畜産は除くとあれば別ですが、そのように猫を飼っている畜産農家さんは駄目ということになるのではないかと思います。</p> <p>また、飼い主の責務の中で「やむを得ず飼育が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努める」とありますが、動物の終生飼育をしている中で、高齢や病気になってどうしても動物のQOLが保てない場合、新たな飼い主を見つけることはほぼ不可能に近く、それに関して獣医師の医療行為が入った上で、獣医師の判断で安楽死させるということもあり得ると思いますが、そのような場合は除外されているということによろしいですか。</p>
事務局	<p>ここで規定しているのは、あくまで健康な動物に関してということと、新たな飼い主を見つけるように努めてくださいという話で、そこまで踏み込んだ話は規定しているわけではありません。</p> <p>それから、役割を持った猫の取扱いについては、パブリックコメントにかける前に改めて考え方を整理したいと思います。</p>
参加者	酪農家の猫が去勢・避妊をしないなど、多頭飼育になってしまっているの、きちんと届出制にしないと問題が多いと思います。
参加者	届出制になって去勢・避妊をするというのは基本ラインだと思いますが、室内で飼うということが規定されているので、その他の規定を守った上で、職業を持った猫を外で飼っていいのかという話になるかと。

参加者 全国においても、やはり室内で、と条例に規定しているのが多いですね。問題が起きやすいので。

参加者 問題が起きやすいからといって、その産業における役割を消していくというのはちょっと。

参加者 酪農家さんが酪農をやめる時に多頭飼育崩壊になっていることが何度もあるんですよね。高齢だから酪農家をやめるけど、猫が15匹になってしまったということがあるので、そのあたりをルーズにするのはどうなのかなと思います。

外に出るとどうしても怪我が多いですし、外に出てもちゃんと管理するという前提で室内でなくてもいい、酪農業ならいいというようにすると曖昧になりそうな気がするんですよね。

参加者 曖昧という話をするると他にも関係してくると思うんですけど、地域猫の話も結局曖昧ではないですか。

参加者 そのボーダーがいつも大きな課題や問題を生むところになっているんですよね。

参加者 この条例素案で10頭以上飼う場合に届け出ることについては何の問題もないのですが、ただ、そのような役割を持っているものに対しても、外で飼うのは駄目とまで言うことができるのかなと。飼い方に関する義務は別に定めているので、そこで絞ればいいのかと思います。

参加者 私も10頭というところについて他の自治体を調べてみたのですが、尼崎市や佐賀県では5頭になっています。手遅れになることも考えると10頭というのは結構ギリギリの線で、5頭だときちんと飼っている人もいるのに、その人たちに届出の義務を課するのはどうだろうとなるのですが、尼崎市では、最初10頭で協議したところ、5頭に変わり、佐賀県も条例で5頭としているので、酪農家の方々もうまく網羅できるのであれば、5頭という形にしたらいいのかなと思いました。

私も猫が頑張っていることを思うとそれも大切な視点なのですが、立ち位置によって色々と視点が違うので、そのあたりをどう網羅するかというのがとても大事になると思います。

酪農家の方たちが猫を増やしてしまっ、しかも猫だからしょうがないということになると、動物愛護法で問題になってしまうと思います。そこで、届出頭数を10頭から5頭にすることで、そのあたりの問題も防げて、かつ、酪農家の方たちの仕事も守れるかなと思いました。

あと、私から伝えたいこととして、せっかく動物愛護法で獣医師に

虐待の通報義務ができたので、是非入れていただきたいと思うことと、犬による事故発生の届出というところで、口輪などの装着では根本的な解決にはならないかなということ、しつけなどで問題行動を修正させるような措置について、可能であれば検討いただきたいと思っています。

特定犬という、同じ犬でもゴールデンレトリバーや秋田犬、また、こちらで「あにまある」から引き取ったダイちゃんという北海道犬も、ソフトバンクのカイクんのブームで飼って見たら大変でかんでしまうということで、そういう人に危害を加えるおそれのある犬を特定犬として茨城県で条例に入れているのですよね。飼い方についても規定していますが、シェパードやグレートデンなどの犬と小型犬のチワワとは違うので、特定犬という形ですみ分けする内容を網羅してもいいのかなと思いました。

あと、細かいことですが、飼い主のいない猫に餌を与えるというところで、「周辺的生活環境を保全し」とするとハードルが高いので、「保全に努め」という言い回しだと努力するイメージでいいのかなと思いました。

事務局

先ほどの酪農家の猫に関してですが、あくまで今回、猫を室内で飼養するよう努めることということで、室内飼いのみとするように規定はしているわけではないので、その部分で運用をしていけると考えています。

また、今、10頭は多いのではないかということに関してですが、今日ここで他の皆さんからも10頭は多いのではないか、もっと少ない頭数で届出したらどうなのか、ということでご意見がまとまるのであれば、事務局で考えてみたいと思います。

これまで動物愛護の条例そのものを持っていなかった旭川市にとってのファーストステップとして、今はこのように考えてみましたが、今後、時代状況の変化に合わせて法律が改正されていくのと同時に、旭川市の条例も状況や場面に応じて改正が求められていくことになると思いますので、それを見据えるという考えもあるのかなと思っています。

参加者

動物愛護法第25条では、「都道府県知事は」という形になっていますが、権限は旭川市に委譲されるということですか。

事務局

あらかじめ中核市として権限が下りている部分と、それから北海道と協議の上で旭川市が移譲を受ける部分がありますが、いわゆる中核市として規定されているもの以外については、北海道が権限を有する状況です。

事務局

その部分については、市の責務ということで、動物の愛護及び管理に関して必要な施策を円滑かつ効果的に実施するよう、北海道などと密接な連携に努めることと規定することで、北海道としっかり連携

をしながら対応をしていきたいと考えています。

進行役

道内の条例の中で10頭は一番多いのでしょうか。

事務局

多頭飼養の届出に関しては、前回の懇話会の中でも示しましたが、届出制度を導入している自治体が全国で14あります。その中で、届出の対象飼養数を10頭以上としているのが13、そして、佐賀県のみ6頭以上となっています。

また、中核市に関しては、全国では1つだけ、甲府市が多頭飼養の届出の制度を導入しています。それ以外では導入していないので、今回導入すれば中核市で2番目のケースになるかと思われます。

事務局

届出というところは、全国でもまだまだ数が少ないです。

参加者

皆さんと足並みを揃えて10頭という考えもあると思いますが、むしろ先進的に旭川市が取り組んでもいいかなと。尼崎市の条例に関わっている知人がいて、今、尼崎市では5頭で協議されているということを知っています。茨城県の特典犬もそうですが、先進的にやったんだなと思います。

ここまで読んでいて先進的な感じはしないと思っていて、皆さんと同じくらいの平均値でいこうという感じがあって、殺処分ゼロの街の条例にしては、全体的におとなしい感じがします。

事務局

一定の数を飼っていることが飼い主にとって大変負担であろうということで、その負担になっている飼い主をあらかじめ把握しておきたいということでこの部分を規定していくのか、もしくは、多頭飼育崩壊でこれからさらに繁殖をしていく可能性があるところに立入をして指導するための数として規定していくのか、という2つの考え方があると思います。

ある程度の数を飼っている人を市として把握しておきたいというのであれば5頭という数字になるのかもしれませんが、市が飼い主にコンタクトして助言・指導といったところに踏み込むための数字としての10頭という2つの考え方があるのかなと思います。

参加者

実際に全頭に去勢・避妊を受けさせることができ、食事も衛生状態も適切にできるのが8頭だったら大丈夫というイメージはあまり湧きませんが、それでも届出制度がないよりはずっといいと思っています。色々と協議した結果、10頭にしたという過程も市民の方たちにとって大切なのかなと思っています。

参加者

先ほど佐賀県が6頭というのがありましたが、佐賀県は条例を制定する際、苦情の統計調査結果から、一般家庭において適正飼養が可能なのは犬猫合わせて5頭までという認識があったみたいですね。それも1つの方法になるのかなと思いました。

進行役 先ほど説明があった2つの考え方に基づいて、もう少し事務局で検討していただければと思います。

参加者 多頭飼養の届出にある「動物取扱業者、国・地方公共団体等を除く」の「等」は何を想定しているのでしょうか。

事務局 想定するものとして、例えば獣医療法上の診療施設、動物病院であったり、試験研究などのために犬や猫を飼養している施設であったり、そのようなところを想定しています。細かいところに関しては、これから検討していきたいと考えています。

進行役 確かに、酪農家や肉牛農家は多くの頭数を飼ってますよね。ねずみ捕獲のために。

参加者 殺鼠剤という手もありますが、殺鼠剤を食べたねずみを畜産動物が食べるということもあるので、結局猫を使うことが多分一番安全で効率的なのかもしれません。

ただ、それを野放図に飼っているということはやはり問題があると思いますので、条例でもう少しちゃんと飼いなさいと注意できるようになると思います。

参加者 胆振東部地震の時に、安平町の酪農家さんのところの猫を保護したんですが、保護した理由というのが、まぶたがピンポン球のように膨らんだ状態のまま飼っていたんですね。飼い方の問題で、すぐに治療などしていれば、と思いながら愛護活動をしていたのですが、適正に飼いながら仕事させられるかということもあるのかなと。

参加者 そういう意識向上に向けたことも網羅できればいいのですが。

参加者 法律の中で基本は適切に飼わないといけないことが規定されているので、現実のところ、酪農家さんや肉牛農家さんで飼っている猫も法律に従って飼わないといけないんですよね。今でも規制の網をかけることはできると思います。

参加者 札幌市で8週齢規制があったと思います。これについては網羅するのでしょうか。

事務局 動物取扱業の関係でしょうか。動物取扱業は国の法律で基準が定められていますが、そこに関しては中核市の業務ではないです。

事務局 10頭の算出根拠や考え方は我々も整理して、また皆様にお話できるよう準備していきたいと思います。

- 参加者 そもそも話なのですが、届出の義務はどこまで徹底されるのか、今、話に出たような酪農家さんのところまで届くのかどうかというのがあります。また、室内飼育が狭義ではなく広義の話になると、家の庭から出てないから室内ではないかという意見が出てしまう可能性もあるかと思います。
- また、離農する高齢者で、猫が多いという状況で違反者の5万円が払えるのかなど。この状況で多頭飼育崩壊になったときに、むしろお金を払わなくてもいいから、とりあえず動物を保護させてという状況の方が多くはないでしょうか。
- まず、これを周知徹底させる努力というのが必要になると、もう一つとして、周知徹底するための素案、たたき台として考えていくのもいいのかなと思って聞いていました。
- 事務局 「こうした条例を作りました、できました」ということを契機に抑止効果として、5万円を実際に課す段階にならないように気をつける、もしくは、周りの方から気をつけなさいと言われるようなことは期待したいです。
- 参加者 アンケートもそうですが、100%になっているわけではないので、こういう取組をしていますというところを周知していくのが大事なのかなと思います。
- 事務局 周知の方法については、前回の懇話会でもご意見いただきましたが、まだまだ周知が足りないと言われていているところですので、周知の仕方も工夫をしていきたいと思います。
- 参加者 これはあくまでも犬猫だけですよね。時々、鳥を10羽以上飼っている方がいます。
- 参加者 先ほどお話のあった茨城県の特典犬について、旭川ではどのような取組を行っているのでしょうか。というのは、昔、30～40年前の話なのではっきり覚えていないのですが、私の親戚の小学校に上がる前の子が、シェパードに太もものところをかまれてニュースになったことがありました。
- 犬種や犬の教育などによっては、そのような危険が今でも起こるのではないかという思いがあって、茨城県では先進的に取り組まれていることかもしれませんが、せっきく条例を作るので、犬の特性によってはそのような危険が起り得るということを一般の人たちに知らせる方法があるといいのかなと思いました。
- 参加者 飼い主さんがそういう犬だという意識が足りない傾向がたまにあると思います。カテゴリに自分の犬が入っていると思うだけで、少し意識が変わるのではないかと。
- オホーツクの方で犬が人を殺してしまった事件がありましたよね。

私はその飼い主の方をずっと知っていて、5頭くらいを大事に飼っていたんですが。茨城県でも確かそのような事件があって、北海道でも大きな事件がありましたので、そういうことも考えた方がいいかなと思います。

参加者

ただ、それを言い出すと、犬は全部においてそのようなことがあるんですよ。今、気がかりなのは、犬のF1、一代雑種と言われる純血種同士の別の品種を掛け合わせた子がペットショップでもかなり高額で取引されていて、犬の特性がそのまま残っていたりします。

猫でも危険な猫、こないだ逃げたサーバルキャットやベンガルも有名ですよ。ベンガルは交配が進んだので、純血からだいぶ遠のきましたが、初めの頃のベンガルはとても触れない状況だったので、檻で飼わなければいけないぐらいでしたが、そういう動物を飼いたい人がやはりいるんですよ。

この間、私の病院で会った子は中型犬の雑種でしたが、ものすごく飼い主さんをかむんですよ。必ずしも特定の犬種だけがそのような行動をとるという訳ではないので、網掛けがとても難しいと思います。先進的ということもわかりますが。

大型犬だったり、攻撃性能が高い闘犬などもありますが、自分たちの飼っている犬がどれほど危険か認識しているとかということもありますし、また、飼い主さんによっては、なかなか踏み込んで指導できないこともありますよね。

動物病院に来られた方に対しては、例えばアイヌ犬は小さい時はまるまるしてかわいいのですが、そういう傾向があるということを啓蒙していくことが獣医師としては大事だと思っています。

実際にどこまで網掛けの対象とするのかということころは、犬の特性などもあって難しいかなと思います。

進行役

犬による事故発生の届出等の中で、危険な犬について、場合によっては人に事故を起こす可能性があるので十分気をつけてください、といった文言を追記しておけば、少しは啓蒙になるかもしれませんね。

参加者

アメリカでは、アセスメントの中でかんだことのある子は殺処分対象となっています。こちらにも「あにまある」から引き取ったダイちゃんがありますが、おそらく棒で叩かれた経験があるようで、スタッフが棒状の掃除道具を持った時に、5メートルほど離れていても急に暴れたりすることがあって、まだ譲渡は厳しいかなと思っています。

日本はもともと番犬文化で、誰かが来たら吠えればいいということもあって、意外と日本の方が寛容なんですけど、アメリカでは、かんだ経験がある子はむしろ殺処分というようになっています。

茨城県では、人を2回以上かんだことのある犬、県知事が危険性があるとあらかじめ指定した犬について、基本的に檻の中で飼いましようというように命令できる形となっています。

白老で女性を溺れさせた土佐犬のケースでは、民事訴訟で

6, 300万の賠償金支払い命令があったり、ノーリードのピットブルの飼い主さんが女性に全治40日の怪我をさせたということもあるので、そういう部分をしっかりしていくことで安心な形になるのかなと思います。

事務局 今、皆さんからお話のあった犬そのものが持つ危険性という視点について、条文への反映のさせ方を工夫しながら考えてみたいと思います。

参加者 私が今心配しているのは、多頭飼育崩壊で一度に多数の動物が持ち込まれる時に、収容が一杯になって処分ということになることです。その抑止として、前々から見当をつけておきたいということに期待しているのですが、やはりそういう方は届出しないだろうと考えてしまいますね。

その中で、他からの情報で届出してくださいとなった時に、嫌だと言われたら中核市だとそれ以上踏み込めないのではないのでしょうか。それが心配で、他の愛護の条例を色々調べてみたところ、北海道八雲町に動物愛護の条例があって、資料にある飼い主の遵守事項の内容をほぼ網羅した条例なのですが、その最後に、「町長は、前項の規定に違反していると認める飼い主に対し、動物の飼養方法の改善その他必要な措置を命令することができる」という文言があります。旭川市もこれを入れることで、「届出してください」「状況はどうか」と聞き出す時に踏み込めるのではないかと思います。そのような事項を入れるのはどうでしょうか。

参加者 結局、今、猫で問題になっていたり、鳩の餌やりする人など、そこに行くと市の人をお願いしかできないですね。立ち入ることもできないし、止めさせることもできないし、水をまかれておしまいという状況だったり。結局、逮捕されても別件によるものですね。ここにどこまでの強制力を持たせるのかというのがあると思います。過料にしても、違反者が5万円を払ってくれるのかどうか。過料を払わなければ逮捕されるのかといえば、逮捕までにはならないですね。

参加者 一番届出してほしい方が届出しないのではないかと、いうところにも手が届く文言にあるといいかなと思ったのですが。

まず、第一段階に多頭飼養届出の周知から始めて、2年後や3年後にこういう文言を入れるということもあるのかもしれませんが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 多頭飼養の届出のところで、「必要な助言又は指導を行うことができる」というようにしてありまして、所詮アドバイスだったり指導だけではないかというところのご指摘かと思いますが、今はそもそも多頭飼養を届けなくてはならないという前提がないので、情報の入り方も限られています。「10頭以上飼っているのであれば届出が必要で

すが、あなたは何頭ぐらい飼っていますか」と訪ねて歩くことも今は根拠がありません。先ほども数の話がありましたが、10頭以上かそれに近い数かどうかを確認することがこれからはできるようになるので、我々と多頭飼養している、もしくは多頭飼養する段階になっている方々との接点は間違いなく増えると思っています。

この条例が施行されると仕事が増えていきますが、その仕事を通じて色々なケースやノウハウが貯まってくると思うので、その時にもっと実行力を上げたいという話になるかもしれません。そのあたりについては、増えた仕事の中身やケースを見ながら、その次を考えていきたいと思っています。

参加者

動物愛護法第25条の指導・助言・勧告・命令・立入検査について、それが旭川市長の権限で発出できることではないのですか。動物の多頭飼養であれば、色々な意味で生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態となっていると思いますが、旭川市長の権限で発出できるものではないということですか。

事務局

いわゆる虐待に繋がるような環境についての話だと思いますが、仮に現在は良好、もしくは飼い主が良好だと思っているという状況においても、今後は届出を求めることができるといった意味では、法律よりもやや踏み込んだことになると思います。

参加者

私がある街の虐待の案件に関わった時、警察や地元の愛護センターに連絡しながら対応したのですが、動物愛護法第25条に基づく立入について、どこで誰がというのがしっかりしていないという感じだったんですね。

猫をずっと放置したままで、水も与えられず、ご飯も食べられず、衰弱しているので明らかに虐待なんですけど、飼い主がお父さんと同じ名前をつけているこの子だけは引き取りたいと言ったとき、警察の方もその場でわかりましたと言ってしまったようで。

実はこの時に1頭亡くなったのですが、亡くなった猫を証拠として解剖したわけでもありませんでした。このような時の対応に皆さんが困っていて、私も一緒に考えましょうというように関わったのですが、警察は警察で愛護センターの人がしたらいいと言うし、愛護センターはここは私たちの出るところではないから警察に、という感じになっていて、15匹ぐらいいた猫たちをどうするのかというところでも問題になっていました。そういう事案が起きた時にどう対応するかの運用基準があるといいなと思います。

法律なので、しっかりと権限を発動してもいいと思いますし、そこが私としては一番気になる場所ですね。

事務局

今年度末を目指して、環境省が、警察や地方自治体、そして獣医師も関係するガイドラインを作っている最中です。実際の運用に関しては、国が示すガイドラインをしっかり押さえながら、条例が生きるよ

うに取り組んでいきたいと考えています。

参加者 改正法もちょうど6月に施行されましたので。また、獣医師の通報についても絡めていただきたいなと思います。

参加者 基金条例について、「条例公布の日から施行を予定しています」となっていますが、前回もお話しましたが、ふるさと納税を含め、基金を少し前倒しできたりしないのでしょうか。

事務局 こちらのことは、動物愛護条例は4月1日から、そして基金条例は条例公布の日から施行というようにしています。

条例を来年2～3月の旭川市議会に諮りまして、議会の方でご了承いただければ、それぞれ予定の施行日から運用するというように考えていますが、ふるさと納税に年度の途中から動物愛護のためのメニューを追加することについて、事務的には可能だと確認していますので、例えば、年度途中で動物愛護のメニューを追加して、ふるさと納税でいただいたお金を年度末に基金に入れるということで、新年度、来年の春には基金にお金が貯まった状態でスタートするということが可能になります。

本日、この第3回の懇話会で、皆さんからある程度できるところから先行させた方がいいとなれば、我々も市の財政担当、ふるさと納税担当にその旨を懇話会の総意と伝えていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

進行役 今、基金やふるさと納税の前倒しについて説明がありましたが、それについては異議なしということでよろしいですか。

では、よろしいということ。

事務局 わかりました。できるところから取り組んでみたいと思います。

進行役 その他、何かご意見等あればお伺いしたいと思います。

それでは、今、色々ご意見等出ましたので、それを事務局で整理していただいて、パブリックコメントにかけるといったことでよろしいでしょうか。

では、今回の議事については、終了させていただきます。

3 その他

今後のスケジュールについて事務局から説明

4 閉会